

一般廃棄物最終処分場
整備基本設計策定・生活環境影響調査等業務委託

仕 様 書

令和8年3月

鳥取県西部広域行政管理組合

目 次

第1編 総 則	2
第1章 総則	2
第2章 一般事項	3
第2編 業務内容	7
第1章 一般廃棄物最終処分場整備基本計画策定業務	7
第2章 一般廃棄物最終処分場整備基本設計策定業務	11
第3章 一般廃棄物最終処分場PFI等導入可能性調査業務	15
第4章 一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査業務	17

第1編 総則

第1章 総則

1 業務の目的

本業務は、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「本組合」という。）が整備する一般廃棄物最終処分場の建設事業に際し、これまでに策定した一般廃棄物処理施設整備基本構想（令和3年8月策定。以下「基本構想」という。）及び一般廃棄物処理施設整備概要（令和6年3月策定。以下「施設整備概要」という。）を踏まえ、施設整備基本計画策定業務、基本設計策定業務、PFI等導入可能性調査業務及び生活環境影響調査業務（以下「本業務」という。）を実施するものである。

なお、本業務で検討・整理する内容は、本業務の履行期間内に別途発注を予定する「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画策定」、「測量」、「地質調査」などの業務と密接に関連することから、十分に調整を図りながら実施するものとする。

2 業務名及び業務場所

- (1) 業務名：鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物最終処分場整備基本設計策定・生活環境影響調査等業務委託
- (2) 業務場所：鳥取県西部広域行政管理組合、米子市内及び島根県安来市内

3 業務期間

契約締結の日から令和10年3月24日まで

4 本業務に関する整備予定施設と建設候補地

- (1) 整備予定施設
一般廃棄物最終処分場
- (2) 建設候補地
米子市陰田町地内

5 業務内容

本業務の詳細は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物最終処分場整備基本計画策定業務
- (2) 一般廃棄物最終処分場整備基本設計策定業務
- (3) 一般廃棄物最終処分場PFI等導入可能性調査業務
- (4) 一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査業務

6 仕様書の適用

本仕様書は、本組合が発注する「一般廃棄物最終処分場整備基本設計策定・生活環境影響調査等業務委託」に適用する。受託者は、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務の目的を遂行するために必要と思われることについては、本組合と協議を行い、受託者の責任においてこれを行うものとする。

第2章 一般事項

1 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係する法令、政令、省令、条例、細則通知等を遵守しなければならない。

2 技術者の配置

(1) 受託者は、本業務の履行に際し、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を選任する。なお、管理技術者と担当技術者、及び各担当技術者は、(3)に掲げるそれぞれの技術者の要件を満たす場合に限り兼ねることができる（照査技術者の兼務は不可とする。）。

(2) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者を選任した場合は、速やかに組合に書面をもって通知するものとする。

(3) 技術者の要件等

① 管理技術者（本業務の統括責任者）

ア 資格

技術士（衛生工学部門－廃棄物）又は技術士（総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物）のいずれかの資格を有すること。

イ 実績

本業務の業務内容に掲げる異なる2つ以上の業務について、平成28年度以降において、管理技術者又は担当技術者として、地方公共団体が発注した最終処分場（新設・5万m²以上）の業務完了実績を有すること。

② 照査技術者

ア 資格

技術士（衛生工学部門－廃棄物）又は技術士（総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物）のいずれかの資格を有すること。

イ 実績

本業務の業務内容に掲げる異なる2つ以上の業務について、平成28年度以降において、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として、地方公共団体が発注した最終処分場（新設のもの・規模不問）の業務完了実績を有すること。

③ 担当技術者（一般廃棄物最終処分場整備基本計画担当）

ア 資格

技術士（衛生工学部門－廃棄物）又は技術士（総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物）のいずれかの資格を有すること。

イ 実績

平成28年度以降において、管理技術者又は担当技術者として、地方公共団体が発注した最終処分場（新設のもの・規模不問）の整備基本計画の業務完了実績を有すること。

④ 担当技術者（一般廃棄物最終処分場整備基本設計担当）

ア 資格

技術士（衛生工学部門－廃棄物）又は技術士（総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物）のいずれかの資格を有すること。

イ 実績

平成28年度以降において、管理技術者又は担当技術者として、地方公共団体が発注した最終処分場（新設のもの・規模不問）の整備基本設計の業務完了実績を有すること。

⑤ 担当技術者（一般廃棄物最終処分場 PFI 等導入可能性調査担当）

ア 資格

技術士（衛生工学部門－廃棄物）又は技術士（総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物）のいずれかの資格を有すること。

イ 実績

平成 28 年度以降において、管理技術者又は担当技術者として、地方公共団体が発注した最終処分場（新設のもの・規模不問）の PFI 等導入可能性調査の業務完了実績を有すること。なお、中間処理施設（新設のもの・規模不問）の PFI 等導入可能性調査の業務完了実績も可とする。

⑥ 担当技術者（一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査担当）

ア 資格

技術士（総合技術監理部門－環境－環境影響評価）、技術士（総合技術監理部門－建設－建設環境）、技術士（総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物）、技術士（環境部門－環境影響評価）、技術士（建設部門－建設環境）、技術士（衛生工学部門－廃棄物）のいずれかの資格を有すること。

イ 実績

平成 28 年度以降において、管理技術者又は担当技術者として地方公共団体が発注した最終処分場（新設のもの・規模不問）の生活環境影響調査の業務完了実績を有すること。なお、最終処分場（新設のもの・規模不問）の環境影響評価又は中間処理施設（新設のもの・規模不問）の生活環境影響調査若しくは環境影響評価の業務完了実績も可とする。※環境影響評価を業務完了実績とする場合は、配慮書、方法書、準備書、評価書のうち、いずれか 1 つの業務完了実績を有するものとする。

3 打合せ等

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するために、受託者と組合は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、打合せ後 1 週以内を目途に、相互に確認しなければならない。
- (2) 各業務の着手時及び各業務の区切りにおいて、受託者と組合は打合せを行うものとし、その結果について受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに組合と協議するものとする。

4 関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、各業務の実施にあたっては、組合が行う関係官公庁等への手続きの際に協力（同席・資料作成など）しなければならない。また受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受託者は、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を組合に報告し協議するものとする。

5 地元関係者との交渉等

- (1) 地元関係者への説明、交渉等は、原則として本組合が行うものとし、組合の指示がある場合は、受託者はこれに協力（説明会への出席・資料作成など）するものとする。これらの交渉にあたり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- (2) 受託者は、屋外で行う業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説

明等を求められた場合は、組合の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

- (3) 受託者は、契約図書の定め、あるいは組合の指示により、地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、本組合に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- (4) 受託者は、業務の実施中に組合が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、契約図書の定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料の作成を行うものとする。
- (5) 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。
- (6) なお、変更に要する期間及び経費は、組合と協議のうえ定めるものとする。

6 土地への立入り等

- (1) 受託者は、現況把握等、屋外で行う業務を実施するため、公有地又は私有地に立入る場合は、組合及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに組合に報告し指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施のため、植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ組合に報告するものとし、報告を受けた組合は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
- (3) 第三者の土地への立入りについては、当該土地の所有者及び占有者の許可は組合が得るものとするが、組合の指示がある場合、受託者はこれに協力しなければならない。
- (4) 受託者は、前項の規定において経費が生じた場合は、その負担方法について組合と協議により定めるものとする。

7 資料の貸与

本業務の遂行に必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、現在本組合が所有しているもので参考となる資料については、これを貸与する。受託者は、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ、本組合に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

8 秘密の保持

受託者は、本業務について、中立性を厳守し、第三者に漏らしてはならない。

9 疑義

本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、速やかに本組合と協議し、指示を受けて業務を遂行するものとする。

10 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了（年度毎の完了を含む。）に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者選任通知書
- (3) 照査技術者選任通知書

- (4) 担当技術者選任通知書
- (5) 業務計画書
- (6) 業務工程表
- (7) 中間報告書
- (8) 完了届
- (9) 請求書

1 1 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後に業務計画書を作成し、組合に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。なお、組合が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。
 - ① 業務概要
 - ② 業務工程
 - ③ 業務実施体制
 - ④ 打合せ計画
 - ⑤ 成果品の内容、部数
 - ⑥ 連絡体制（緊急時含む）
 - ⑦ その他組合の指示する事項

1 2 成果品の検査と納品

受託者は、業務の完了に際し、本組合による成果品検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務の完了とする。ただし、成果品内容に誤記・誤算があった場合は速やかに訂正のうえ、納品するものとする。

1 3 成果品の納入

成果品の種類及び部数は、「第2編 業務内容」の各章に示すとおりとする。

1 4 支払方法

本業務は複数年にわたるため、最終年度を除く各年度においては、契約書に定める各予定事業の既済部分を示す書類等及び中間報告書を提出のうえ、既済部分の額（契約書に定める予定事業の額を限度とする。）に相当する金額の10分の9を超えない範囲において部分払を請求すること。また、最終年度の支払いは、契約金額から部分払済みの額を差し引いた額を請求するものとする。

1 5 留意事項

受託者は、必要があるときは、関係機関との協議または手続き等について資料を作成し、適切に対応するものとする。特に本事業は環境省所管の循環型社会形成推進交付金事業として実施するものであるため、交付金事業を進めるうえで必要な資料の作成及び会計検査の対応についても本組合に協力すること。

また、受託者が関係機関と直接協議等を必要とするとき、または協議を求められた場合は、すみやかに本組合へ連絡するとともに、誠意をもってこれにあたり、その内容に対する議事録を作成し遅滞なく本組合に提出しなければならない。

第2編 業務内容

第1章 一般廃棄物最終処分場整備基本計画策定業務

1 業務の目的

本組合が計画する最終処分場について、基本構想や施設整備概要を受け、最終処分場の配置と基本施設の概略構造を決定するものである。

なお、施設整備概要において、既に被覆施設を整備すること及び浸出水処理水は公共下水道に放流することが方針決定していることに留意すること。

2 基本事項の整理

(1) 施設整備基本方針

本組合における最終処分場の整備の位置付けを明確にし、施設の整備方針を設定する。

(2) 建設場所・敷地面積

建設場所の位置、敷地の範囲、面積について明記する。

3 基本条件の設定

(1) 地理的条件

敷地形状、周辺状況、地質、気象、ハザードマップの指定状況等について調査する。

(2) 法規制条件

最終処分場の建設に際して遵守すべき各種関係法令、技術基準、規格等を検討する。

(3) 敷地周辺設備

周辺設備の取り合い、引き込み位置、放流位置等について調査する。

- ・上水、工業用水、井水
- ・排水（浸出水処理水、雨水排水、生活排水）、下水道
- ・ガス、電気、通信 等

4 埋立対象廃棄物の設定

最終処分が必要となる廃棄物の種類と量について、別途発注する一般廃棄物中間処理施設整備基本計画の内容を十分に踏まえ設定する。

さらに、最終処分が必要な廃棄物量を計画期間累積して計画必要埋立処分量を求める。

5 環境保全計画の検討

最終処分場の立地する地域の環境基準、自然環境の概況を把握したうえで、下記に示す最終処分計画の策定にあたって遵守すべき基準、ならびに環境保全目標を検討する。

(1) 水質、騒音・振動、悪臭、大気、土壌汚染等の環境基準

(2) 周辺自然環境の概況（保全すべき地域・種等の把握）

(3) 周辺土地利用、水利用等の状況（配慮すべき利用の有無）

(4) 開発に係る土地利用規制状況

(5) 保全すべき景観等の状況

(6) 環境保全目標の検討

(7) その他

6 搬入道路計画

施設敷地は公道に接しているため、安全性を考慮し、適切な接続位置、接続方法を検討する。

7 最終処分場の施設配置計画

必要な容量の埋立処分が可能で安全性が確保できる浸出水処理施設の位置と、埋立形状、埋立地における埋立作業の容易性、円滑な車両動線の確保、経済性等を勘案して、施設配置の計画を行う。併せて、地形と浸出水処理水の放流先、雨水の放流先を勘案し、浸出水調整池や防災調整池の位置を検討する。

8 遮水工構造検討のための水文地質解析

水文地質調査を十分にを行い、適正かつ経済的な遮水工構造の検討を行う。

水文地質調査は、既存調査結果と現地踏査、ならびに地質調査の結果に基づき、調査地周辺の地形・地質の検討、地盤の透水性の検討、調査地の地下水賦存状況の検討を行うとともに、調査地の水理地質構造について考察し、必要があれば追加調査計画を立案する。

9 浸出水量と調整設備の検討

被覆型最終処分場の屋根がある区画は、雨・雪が入らない構造となっており、埋立廃棄物の安定化と作業環境の保全（粉じん対策等）のために散水を行う必要があることから、必要な検討を行うこと。

10 浸出水処理施設の検討

流入水量と水質について、類似事例や既存施設データ等から設定し、下記の検討を行う。また、散水に使用する地下水の長期的確保が見込めない場合を想定し、上水・工業用水・雨水等を利用する場合のコストや効果等を検討するとともに、浸出水の循環利用（無放流方式）に係るコストや効果等を検討する。

- (1) 浸出水水質の設定
- (2) 浸出水処理設備規模の検討
- (3) 下水道放流を踏まえた浸出水処理施設放流方式の検討
- (4) 処理フローの検討
- (5) 施設配置検討
- (6) 各処理設備の方式検討

11 貯留構造物計画・埋立地造成計画

必要埋立量を埋立処分できる貯留構造物と埋立造成形状を検討する。

貯留構造物は、適正な構造形式を選定し、必要となる貯留構造物の高さと延長等を決定する。埋立地造成形状は、その地形・地質等を勘案して、堀込み式や盛土式の造成形式を比較検討したうえで、場内へのアクセス道路の動線と切盛土量のバランスを考慮して埋立地形状と廃棄物による造成形状を検討する。

12 遮水計画

前述した水文地質解析の結果を踏まえ、遮水工の形式と構造を検討する。

遮水工の形式について、水文地質構造を勘案して遮水の確実性、経済性、埋立作業性、及び遮水工破損時の修復性等の観点から比較検討し、採用する遮水形式を選定する。

なお、遮水工の損傷を検知できる漏水検知システムの必要性についても検討する。

1 3 浸出水集排水施設計画

散水量及び浸出水量を把握したうえで、埋立地内の水位が許容値以下とできる浸出水集排水施設の規模と配置を検討する。

1 4 地下水集排水施設計画

埋立地周辺の地質解析結果、地形、造成形状等を勘案して、地下水の揚圧力による遮水工損傷防止を目的とした地下水集排水施設の配置と規模を概略検討する。

1 5 雨水集排水施設計画

埋立地周辺雨水の埋立地内への浸入防止、埋立地上流部雨水の排水、埋立造成終了後の雨水排水等を勘案して、雨水処理施設の配置と規模を概略検討する。

1 6 ガス抜き施設計画

埋め立てる廃棄物をできるだけ好氣的雰囲気には保ち、埋立廃棄物の分解安定化を促進するために必要となるガス抜き施設の配置と規模を検討する。

1 7 被覆施設計画

被覆型最終処分場で採用されている被覆施設の実績及び雪や風、気温等の気象条件、経済性等を考慮のうえ、被覆施設の概略構造、材料等を検討する。

1 8 搬入管理施設計画

搬入される廃棄物を計量するため、廃棄物の搬入車両台数と車両形式を勘案して、必要となるトラックスケールの規模と台数を検討する。

1 9 管理棟計画

搬入管理のために設置する計量設備等の機器、浸出水処理施設の制御設備、管理人員の事務所、会議室等の確保に必要な面積を算定し、管理棟の建築計画を検討する。

2 0 管理道路計画

埋立地の工事ならびに維持管理に必要となる埋立地周囲の道路、浸出水処理施設等施設間の連絡道路について、円滑な作業と通行が可能となる動線を検討し、その配置と標準断面、縦横断計画、標準舗装構造を検討する。

2 1 その他施設計画

その他、最終処分場に必要となる洗車設備、飛散防止設備、上下水処理、門・囲障設備、電気・通信設備等の計画を行い、配置平面図及び標準構造図を作成する。

2 2 維持管理計画

搬入管理、埋立作業管理、覆土管理、浸出水処理施設管理、環境管理、施設管理、情報管理、危機管理、安全管理等の基本的な維持管理内容について検討する。また、埋立終了後や施設廃止時の被覆施設の取扱いやキャッピング方法等について検討する。

2 3 環境学習機能

様々な来場目的（社会科見学・一般見学・視察等）に対応できるよう、目的別に求められる体験、展示等の学習内容を整理し、必要な設備や機能を検討する。

2.4 跡地利用計画

最終処分場が立地する周辺の土地利用の状況を把握したうえで、地域ニーズに合致する最終処分場の跡地利用について検討を行う。

2.5 概算工事費の算定

基本計画でとりまとめた施設について概略数量計算を行い、概算工事費を算定する。

2.6 整備スケジュールの検討

関連法令の手続き、設計、生活環境影響調査、工事等の期間を勘案し、最終処分場の整備スケジュールを検討する。

2.7 発注方式の検討

最終処分場本体工事の図面発注または性能発注、最終処分場本体工事と浸出水処理施設工事の一括発注または分離発注の特徴や効果を比較・整理する。

2.8 パブリック・コメント支援

基本計画（素案）の策定後、パブリック・コメントの実施を予定しているため、当該素案（概要版含む）及び意見に対する回答案の作成についての支援を行うこと。

2.9 準拠すべき基準等

下記の基準等に準拠して行う。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準を定める省令
- (3) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- (4) 各種環境基準を定める法令、同条例等
- (5) 最終処分場性能指針
- (6) 最終処分場整備の計画・設計・管理要領
- (7) 道路構造令
- (8) 河川法
- (9) 開発指導要綱、林地開発基準等
- (10) その他

3.0 成果品

成果品は次のとおりとし、電子データによる納品も行うこと。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 基本計画 本編・資料編 | 20部 |
| (2) 基本計画 概要版 | 30部 |
| (3) その他必要な資料・図面 | 1式 |

第2章 一般廃棄物最終処分場整備基本設計策定業務

1 業務の目的

被覆型最終処分場基本設計は、基本計画等を受けて、最終処分場の配置と基本構造を決定するものである。

2 最終処分場の施設配置設計

最終処分場の施設配置は、下記の検討を行う。

- (1) 埋立地の配置検討（埋立容量の確保性、埋立作業の容易性）
- (2) 浸出水処理施設や調整設備の位置と処理水の放流先
- (3) 管理棟や円滑な車両動線の確保
- (4) 防災調整池の配置検討

3 浸出水処理施設の検討

流入水量と水質を、類似事例や既存施設データ等から推計し、下記の検討を行う。

- (1) 浸出水水質の設定
- (2) 下水放流の検討
- (3) 浸出水処理設備規模の検討（前述した調整設備容量計算による）
- (4) 浸出水処理施設放流方式の検討
- (5) 施設配置、概略建築計画検討
- (6) 処理フローの検討
- (7) 各処理設備の方式検討
- (8) 参考見積仕様書の作成
- (9) 参考見積図書の収集・整理及び比較検討
- (10) 発注仕様書案の作成
- (11) 浸出水処理施設概算工事費の算出

4 貯留構造物設計・埋立地造成設計

埋立容量や被覆施設を考慮して、貯留構造物と埋立造成形状を検討する。

5 遮水設計

基本計画で検討した水文地質解析の結果を踏まえて、遮水工の形式、構造・部材、損傷検知の方法等を検討する。

6 地下水集排水施設設計

地下水の揚圧力による遮水工の損傷防止のため、地下水集排水施設の配置、構造、部材等を検討する。

7 浸出水集排水施設設計

浸出水量等に基づき、浸出水集排水施設の配置、構造、部材等を検討する。

8 雨水排水施設設計

埋立地周辺雨水の埋立地内への浸入防止、埋立地上流部雨水の排水、埋立造成終了後の雨水

排水等を勘案して、雨水処理施設の配置、構造、部材等を検討する。

9 防災調整池設計

周辺の地形や利水状況等を考慮し、防災調整池の規模・構造について検討する。また、雨水の放流先、排水方法等についても検討する。なお、必要に応じて別途放流河川流下能力調査等を実施する。

10 埋立ガス処理施設設計

埋め立てる廃棄物をできるだけ好氣的雰囲気には保ち、埋立廃棄物の分解安定化を促進するために必要となるガス抜き施設の配置、規模・構造、部材等を検討する。

1.1 被覆施設設計

被覆施設の種類、構造形式、耐震安全性や採光法、散水方法及び換気方法等について検討する。

1.2 搬入計量施設設計

廃棄物の搬入車両台数と車両形式を勘案して、必要となるトラックスケールの規模と台数を検討する。また、搬入廃棄物の検査、料金の徴収等を勘案して必要となる設備も併せて検討する。

1.3 管理棟設計

搬入管理のために設置する計量設備等の機器、水処理施設の制御設備、管理人員の事務所、会議室等の確保に必要な面積を算定し、管理棟の建築計画を検討する。

1.4 搬入道路及び管理道路設計

搬入道路や埋立地の工事及び維持管理に必要な埋立地周囲の道路、浸出水処理施設等施設間の連絡道路について、円滑な作業と通行が可能となる動線を検討し、管理道路の道路構造、幅員等について検討する。

1.5 モニタリング施設設計

生活環境影響調査及び地質調査を基に、地下水汚染をモニタリングするための井戸の配置、必要数、構造等を検討する。また、必要に応じて、浸出水や処理水、埋立ガス、沈下等のモニタリング計画を検討する。

1.6 覆土置場

廃棄物の埋立作業に合わせて必要となる覆土置場の配置、規模等について検討する。

1.7 その他施設設計

洗車設備、飛散防止設備、上下水処理設備、門・囲障設備、電気・通信設備等について検討する。

1.8 概略施工計画の策定

以上の設計に基づき、概略の施工計画を検討し、工事工程を作成する。

1 9 事業費及び財源計画

概算事業費に基づき循環型社会形成推進交付金取扱要領や他事例等を踏まえて財源計画を明らかにし、年度別の資金計画を定める。

2 0 基本設計書の作成

以上の成果をとりまとめ、基本設計平面図、標準断面図等の図面と、構造の前提条件を簡潔に整理するとともに、概算事業費と整備工程も含めて基本設計書とする。

2 1 基本設計図の作成

以上の成果に基づき、基本設計図を取りまとめる。基本設計図は、下記の図面を作成する。また、その他の図面であっても、必要に応じ作成すること。

- (1) 施設配置平面図
- (2) 埋立地標準断面図
- (3) 埋立地掘削平面図
- (4) 埋立地造成平面図
- (5) 埋立地縦横断面図
- (6) 貯留構造物一般図
- (7) 搬入道路平面図、標準断面図、縦横断面図
- (8) 管理・場内道路平面図、標準横断面図、縦横断面図
- (9) 遮水工平面図、標準構造図
- (10) 地下水集排水施設・平面・構造図
- (11) 浸出水集排水施設・埋立ガス処理施設平面・構造図
- (12) 雨水集排水施設平面図、標準構造図
- (13) 防災調整池平面図、標準断面図
- (14) 浸出水調整槽配置平面、一般図
- (15) 浸出水処理施設配置平面図、立面図
- (16) 浸出水処理施設フローシート
- (17) 管理棟平面図、立面図
- (18) 門・囲障設備、飛散防止設備平面図、一般構造図
- (19) その他施設平面・構造図
- (20) 鳥瞰図の作成（埋立開始前、埋立完了時）

2 2 概算工事費の算定

基本設計図に基づき数量計算を行い、概算工事費を算出する。

- (1) 数量計算（全体土工、面積、延長、個数等）
- (2) 概算工事費の単価は、他事例単価や土木工事積算標準単価等より積算する。

2 3 関係機関事前協議書の作成・協議

本施設の建設に必要なとなる林地開発や雨水放流、下水道接続等に関する各種協議について、事前協議資料を作成する。

2 4 準拠すべき基準等

基本設計にあたっては、下記の基準等に準拠して行う。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則

- (2) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準を定める省令
- (3) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- (4) 各種環境基準を定める法令、同条例等
- (5) 最終処分場性能指針
- (6) 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領
- (7) 道路構造令
- (8) 河川法
- (9) 開発指導要綱、林地開発基準等
- (10) その他

2.5 成果品

成果品は次のとおりとし、電子データによる納品も行うこと。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 基本設計 本編・資料編 | 20 部 |
| (2) 基本設計 概要版 | 30 部 |
| (3) その他必要な資料 | 1 式 |

第3章 一般廃棄物最終処分場PFI等導入可能性調査業務

1 業務の目的

本組合が計画する最終処分場の整備及び管理運営に関し、事業範囲、事業期間、事業形態、市場調査等を踏まえ、当該事業をPFI等事業として実施する場合の事業方式の可能性の評価について、技術的支援等を行う。

2 公共事業方式の整理

公共事業の事業方式ごと（公設公営方式、公設民営方式、PFI方式）に方式の概要、公共及び民間の責任・リスク、資金調達・設計・施工・運営・管理・施設所有における公共及び民間の役割、一般廃棄物処理施設整備運営事業における導入事例等について整理し、各事業方式の特徴を明らかにする。

3 施設整備運営事業における事業方式の評価

(1) 事業範囲の検討

当該事業の事業範囲の検討を行う。

(2) 事業で想定される事業方式の抽出と公共及び民間の役割分担の検討

想定される事業方式を抽出すると同時に、公共及び民間の役割分担のあり方について検討する。

(3) 法的課題の整理

廃棄物処理法、地方自治法等現行の法制度を踏まえ、本事業をPFI等手法により実施した場合の課題を整理する。

(4) 支援措置の検討

公的な補助（交付金）、税制上の支援や土地の無償貸与、金融上の支援措置等、民間事業者の応募意欲を高め、事業採算性を向上するための支援措置について検討する。

(5) リスク分析及び官民の役割分担の検討

本事業の遂行に関するリスクの所在を明確化（特定）し、リスク分析及び官民の役割分担を検討する。

4 各事業方式における前提条件の設定

前項で抽出した各事業方式の建設費、維持管理費を設定する。

5 事業化シミュレーション（VFMの評価）

(1) 財務シミュレーション

前提条件を踏まえ、事業方式ごとに建設費、維持管理費を主なコスト対象としたシミュレーションを行い、ライフサイクルコスト（建設費及び運営費）の算出、及び資金の内訳（国庫補助、起債、自主源等）を明らかにする。

(2) VFMの評価

上記までの検討結果を踏まえ、各事業方式で期待されるVFM（事業のライフサイクルにおける費用と効果の最適な組み合わせ）による財政支出の削減効果を算出する。

6 民間事業者の参加意向等の把握（市場調査）

本事業の事業概要書を提示し、アンケートにより、民間事業者の参加意向等を把握する。

7 事業方式の評価

各事業方式を総合的に評価し、本事業の適切な事業方式の抽出を行う。

8 事業実施にあたっての課題整理

前項で抽出した事業方式により、事業を実施する場合のスケジュール(案)及び課題等について整理する。

9 成果品

成果品は次のとおりとし、電子データによる納品も行うこと。

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) P F I 等導入可能性調査報告書 | 10 部 |
| (2) P F I 等導入可能性調査報告書 概要版 | 20 部 |
| (3) その他必要な資料 | 1 式 |

第4章 一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査業務

1 実施方針

本業務は、建設予定の最終処分場が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設であることから、施設の設置届の提出に必要となる生活環境影響調査を行うことを目的とする。実施にあたっては、環境省の定める「生活環境影響調査指針」に基づくものとし、当該候補地の状況に沿った調査内容にて実施する。

2 調査内容

(1) 調査事項の整理

生活環境影響調査における調査事項は、廃棄物処理施設の稼働、当該施設に係る廃棄物の搬入・処分等に伴って生じる生活環境への影響に関するもので、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質、地下水である。

本調査に係る調査事項及び生活環境影響調査項目（具体的な調査項目）は、事業の内容（廃棄物処理施設の種類・規模、処理対象となる廃棄物の種類・性状等）と地域特性を勘案して、生活環境影響要因との関連により設定する。

本調査における生活環境影響調査項目は、表-1及び表-2に基づき設定するものとする。

(2) 現況把握

周辺地域における生活環境影響調査項目の現況、及び予測に必要な自然的、社会的条件の現況を把握することを目的として、既存の文献・資料の収集整理（5ヶ年程度）、または現地調査を実施する。

本調査における現況把握の内容は、表-1及び表-2に示す。

(3) 予測

(1)調査事項の整理で抽出した生活環境影響調査項目の変化の程度及びその範囲を把握することを目的として、事業計画をもとに定量的または定性的な予測を実施する。

表－1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査項目		施設からの浸透水の流出、または浸出液処理設備からの処理水の放流	最終処分場の存在	施設（浸出液処理設備）の稼働	埋立作業	施設からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両等の走行
		陸上埋立	陸上埋立				
大気質	粉じん				●		
	二酸化窒素 (NO ₂)						●
	浮遊粒子状物質 (SPN)						●
騒音	騒音レベル			●	●		●
振動	振動レベル			●	●		●
悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)					●	
水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○					
	化学的酸素要求量 (COD)	○					
	全リン (T-P) 全窒素 (T-N)	○					
	浮遊物質 (SS)	○					
	その他	○					
地下水	地下水の流れ		●				

● : 影響が考えられるための調査項目として選定する。

○ : 影響はほとんどないと考えられるが、現況把握のための調査項目として選定する。

空白 : 影響がないことから調査項目として選定しない。

表-2 (1) 調査内容表

大項目	中項目	小項目	数量	摘要	調査地点・調査期間
大気質	(1)地上気象	①風向・風速	1地点×1年	風向風速計等設置による観測	建設候補地
		②気温・湿度・降水量			
	(2)一般環境大気質	①粉じん濃度	1地点×4季×7日間	計測器測定	建設候補地×4季×7日間
(3)沿道大気質	①NO _x 、NO ₂ 、NO	2地点×4季×7日間	計測器測定	搬入道路沿道2地点×4季×7日間	
	②SPN				
振動騒音	(1)騒音	①環境騒音	2地点（周辺1地点+敷地境界1地点）×1季×2回（平日・休日）	L _{Aeq} 、L ₅ 、L ₅₀ 、L ₉₅ の測定	敷地境界上及び周辺の人家×秋季1回（平日1日、休日1日）
		②交通騒音	2地点×1季×1日	L _{Aeq} 、L ₅ 、L ₅₀ 、L ₉₅ の測定	搬入道路沿道2地点×秋季1回×平日1日
	(2)振動	①環境振動	2地点（周辺1地点+敷地境界1地点）×1季×2回（平日・休日）	L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀ の測定	敷地境界上及び周辺の人家×秋季1回（平日1日、休日1日）
		②交通振動	2地点×1季×1日	L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀ の測定	搬入道路沿道2地点×秋季1回×平日1日
	(3)交通量	①交通量	2地点×1季×1日	ビデオ撮影による方法等	交通騒音振動調査地点×秋季1回×平日1回

表-2(2) 調査内容表

大項目	中項目	小項目	数量	摘要	調査地点・調査期間
悪臭	(1)悪臭	①特定悪臭物質(22物質)	2地点×4季	現地試料採取	敷地境界上及び周辺の人家×4季×平日1日
		②臭気指数			
水質	(1)水象	①流量	7箇所×4季	現地調査	流量調査と併せ、下流河川域の現地踏査実施により、利水地点等を縮尺1/2,500~1/10,000程度地図上でとりまとめること。
	(2)水質	①生活環境項目他(13項目) pH、BOD、COD、DO、SS、T-P、T-N、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質、塩素イオン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	7箇所×4季	現地試料採取	雨水排水が河川に流入した後十分に混合する地点及び流入前の地点、支川が合流後十分に混合する地点及び合流前の本川または支川の地点、利水地点(水道水源、農業用水等の取得地点)×4季
		②健康項目等 健康項目(27項目※ ¹)及びダイオキシン類	7箇所×1季		
	(3)濁水	①流量、SS、濁度	1地点×降雨時1回	現地試料採取	濁水発生時の濁り度合いの変化を把握
	(4)ため池底質	①含有量等26項目※ ²	1箇所×1回	現地試料採取	立地前の底質現況把握

※¹ カドミウム、全アン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、四塩化炭素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※² カドミウム、全アン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、有機リン、銅、亜鉛、ふっ素、バリウム、クロム、ニッケル、バナジウム、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ダイオキシン類(以上、含有量及び溶出試験)全窒素、全リン、硫化物、化学的酸素要求量、強熱減量

表-2 (3) 調査内容表

大項目	中項目	小項目	数量	摘要	調査地点・調査期間
地下水の流れ	(1)地下水位及び地下水流向観測	①自記水位計（水圧式）設置	2地点×365日間	建設候補地2地点（井戸設置を含まない）	建設候補地上流及び下流の2地点、建設候補地下流側に存在する既存井戸
		②地下水流向	2地点×4季×1回		
地下水	(1)利用実態	①聞き取り調査	30世帯程度	既存井戸の存在及び用途把握	
	(2)地下水質	①地下水維持管理項目（2項目 ^{※3} ）	2地点×4季	現地サンプリング	
		①地下水環境基準項目（28項目 ^{※4} ）及びダイオキシン類	2地点×1季	現地サンプリング	

※3 電気伝導度、塩化物イオン濃度

※4 カドミウム、全アン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジメチル

(4) 影響の分析

生活環境影響の分析は、処分場の設置による影響の程度について、環境基準等の生活環境の保全上の目標と予測値を対比して、その整合性を検討するとともに、影響が実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについて事業者の見解を明らかにする。このうち、生活環境の保全上の目標は、環境基本法に基づく環境基準、環境関係法令等に基づく規制基準等、条例等に基づく基準、定説化された科学的知見を勘案し設定する。なお、現況がすでに基準を超えるもの、あるいは基準値を大きく下回るものについては、現況非悪化を原則とする。

(5) 生活環境影響調査書及び概要書の作成

本調査の結果をとりまとめて、施設の設置届出書に添付する生活環境影響調査書及び概要書を作成する。

(6) 事前協議支援

作成した生活環境影響調査書(案)について、組合が関係官公庁と事前協議を行う際、組合の補佐を目的とした同席（1回程度）及び必要な資料作成を行う。

(7) 説明会の開催に係る支援

生活環境影響調査に係る事前説明会及び結果説明会の開催に必要となる資料を立案・作成する。また、説明会開催時に組合の技術的補佐を目的として立会うこと（4箇所×2回程度）。

(8) 意見の概要及び見解のとりまとめ

公告・縦覧時又は縦覧後に提出された意見書内容を取りまとめ、住民意見概要を立案する。

3 鳥類に関する調査の実施（生活環境影響調査書には含めない。）

鳥取県特定希少野生動植物、特別天然記念物等に関し、調査対象種を抽出・選定のうえ、以下のとおり、既存資料及び現地調査を実施し、調査結果をとりまとめた報告書を作成する。同報告書には、調査対象種に関する知見等を整理・反映し、地元説明に資する内容とともに、客観的な情報の記載に努めるものとする。

調査内容	数量	摘要	調査地点・調査期間
鳥類	2回	目撃法、定点観測、ラインセンサス	建設候補地周辺及び下流域

4 成果品

受託者は、委託業務に係る成果品として、次のものを提出しなければならない。

成果品	提出部数	使用目的
-----	------	------

生活環境影響調査書（案） （簡易製本）	10部	県事前協議、内部協議等
生活環境影響調査書 （印刷製本）	35部	県送付5及び関係市町送付10、事務局 20（組合事務局・組合議会等）
生活環境影響調査書概要版 （印刷製本）	30部	事務局30（組合事務局・組合議会等）
下流域の現地踏査結果	5部	事務局5
鳥類に関する調査報告書	5部	事務局5

（注）各成果品については、日本工業規格A4版とし、CD-ROMに記録したものを添付すること。